

i B U S 綱領

平成22年11月12日 第1版

長崎交通研究会

- 1, 架空バスウェブサイトの楽しく有意義に運営し、発展させるため、i B U S規格を提唱する。規格に賛同する者は記章を表示できる。
- 2, 記章は次の通りとする。



- 3, i B U Sの呼称は『アイバス』とする。

【 i B U S 綱領 】

- 1, 路線名、車輛名に実在地名または地名を入れない。
ただし、どうしても使いたい場合は、背景にi B U S記章の透かしをいれる。
- 2, i B U Sで使う乗合自動車展開図の二次以降の使用時には、原作者の名前と製作年、それに固有記号（ロゴ・マーク・文字）をつける。
(c), COPYRIGHT などの表記はしない。
(例)
製作者：某 西暦年
一部修正：某 西暦年
- 3, トラブルがあった場合はただちに画像・サイトを撤去する。